

2019年12月20日

杉並警察署長 様

通知人 A 氏 弁護士
弁護士 弁護士 B

申 入 れ 書

冠省、通知人 A 氏の代理人として申し入れます。

通知人は主に舞台役者を職業とする者です。去る12月7日午前11時前後、貴署の警察官3人に被疑者として扱われたので、弁護士選任届を提出します。ただ、3人の警察官がだれも通知人に罪名をはっきり言っていないことから、通知人から罪名を確認することはできませんでした。通知人から聴き取った後記事実経過からすると、警察官らは通知人を軽犯罪法（1条2号）違反の被疑者として扱っているようですので、同事件の弁護士選任届としました。

本日午前9時過ぎ、通知人を被疑者とする弁護士選任届と本文書を提出するために当職が貴署を尋ねたところ、受付で、「S 巡査長も H 警部補もないので受け取れない」という理由で受け取りを拒否されました。まるで二人の警察官はテナントビルに入っている個人営業主のようだと感じました。受付の警察官は「二人とも夜勤だから午後3時過ぎに来るので、そのとき来てください」と一方的に言い、当職が「その時間帯は依頼者との打ち合わせと弁護士会の仕事が続いているので無理です。だからいま受け取ってもらえませんか」と言っても、「だったら、夜遅くなってもいいし、交番に持って行ってもらってもいいです」と、とにかく当職が S 巡査長や H 警部補の出勤時間や出勤場所に合わせて、再度、出頭することを求めました。当職が「S 巡査長や H 警部補が出勤したときに渡してもらえればいいのですが」と言っても、「いつ渡せるかわからないですよ。だから改めて出直してください」と、言い方こそ丁寧でしたが、頑なに受け取りを断り続けました。警察署の受付で弁護士選任届の受け取りを頑なに断られたのは今回が初めてのことです。驚きました。

受付の警察官は途中、上司に相談に行ってからこのような対応をしていますから、当職に対する上記対応は貴署の考え方だと理解しました。しかし、受付の警察官の対応は正しくありません。S 巡査長と H 警部補は、交番勤務に出る前に貴署に出勤するのですから、そのときに手渡せばいいだけのことです。「いつ渡せるかわからないから受け取れない」という理屈は成り立ちません。それができないとすれば、その原因は、警察署内部での文書の受け渡しの手順ができていないという貴署の組織内の不備にあるのであって、それを改善せずに一般

市民の側に負担をかけることを当然とする貴署の対応は極めて問題です。抗議し、直ちに改善するよう求めます。

以下、本題に入ります。

通知人は、去る 12 月 7 日午前 11 時前後頃、JR 高円寺駅高架下のパーキングメーターが設置してある駐車スペースに 300 円を投入して自車を駐車し、弁当と珈琲を購入して自車に戻ったところ、午後の仕事先に車で移動するまでの間に 30 分ほどの余裕があったことから、自車の運転席に座って窓を開け、煙草を吸っていました。そこへ運転手席側の窓に 2 人、助手席側の窓に 1 人、合計 3 人の制服警察官の顔が近寄っていました。運転手席側の窓近くの 1 人の警察官（通知人に「S 巡査長」と名乗った記憶があります）に「車の中を見せてもらっていいですか」と言われ、通知人は「気持ち悪いから嫌です」と断りましたが、引き下がる様子がなく、執拗に車の中を見せるよう求められました。若い警察官から「運転免許証を見せてください」と言われたので、これには応じて、手渡しました。しばらく見た後、返してくれました。通知人は次の仕事に遅れると困ることから、車の中をさっさと見てもらって、その場を去るつもりで、車の中を見ることを承諾しました。若い警察官から再度免許証の提示を求められたので、車の外で免許証を見せ、残り 2 人の警察官が車の中を物色したのち、マグライト（大きい筒状の懐中電灯）を見つけ、S 巡査長が「これは何だ」と言いました。通知人は「懐中電灯です」と答えました。それに対して S 巡査長は唐突に「これから誰かを殴りに行くのか」と言いました。通知人が驚いて、「そんなことはしません」と否定すると、S 巡査長は「何のために持っているんだ」と質問しました。通知人は「暗いところを照らすためです」と、当たり前の答えをしました。これに対して S 巡査長は通知人の実際の用途について説明を求めることなく、「これを車の中に持っていては駄目なんですよ」と断定し、「処分承諾書」というような表題が書かれた紙を示して、通知人に署名押捺するよう求めました。どのような犯罪に該当するかという説明はありませんでした。通知人は一旦は提供を拒みましたが、午後の仕事に間に合わなくなると困るので、やむなく警察官の要求に応じました。すると S 巡査長は更に「警察署に来てもらいます」と言い出しました。通知人はこのようなことをしていたら午後の仕事に間に合わなくなることから、断わると、S 巡査長は「では、後日、警察署に出頭してもらわなければならないが、それでいいか」と言うので、通知人は、やむなく応じて、杉並署に出頭することを約束し、やっと解放され、仕事先に向かいました。

12 月 12 日午後 6 時頃、杉並署の警察官から通知人に電話があり、「出頭の日時を決めたいので可能な日を教えてください」と言われました。数日の候補日を伝えたところ、「こちらで決めて改めて連絡します」と言われて電話を切りました。同日午後 10 時頃、杉並署の警察官から再度、通知人に電話があり、18 日午前中に出頭することが決まり、「車ではなく電車で来てください」と言われました。通知人はいつも車で移動しており、その後の予定もあるので「車で行きます」と答えました。また、電車での移動を命令する理由を警察官に聞いたと

ころ、同日、取調べ後に、通知人宅を家宅捜索するので、こちらの車で一緒に移動するからだ、と言われて驚きました。通知人は、警察署に出頭することも納得できませんでしたが、家宅捜索をすることについては全く納得できませんでした。

警察官の対応に納得できなかった通知人は、12月13日、当職の事務所に相談に来たことから、当職が通知人の弁護人を受任することにしました。当職は、通知人がマグライトを持っていたことについて何ら犯罪は成立していないと判断しており、このことを前提に弁護活動をする予定です。

16日、当職が杉並署に電話すると、S 巡査長は泊まり勤務なので午後3時半以降でないとう署に出て来ないとのことでした。同日午後3時半過ぎに再度電話してS 巡査長を呼び出してもらおうとすると、船越警部補が電話に出て、S 巡査長は不在とのことでした。午前中、電話したら午後3時半には出勤すると聞いているのだがと言っても、S 巡査長は不在とのことでした。さらに改めて電話をしなければならないのかと思ったところ、H 警部補が「自分がS 巡査長の上司だから話を聞く。出頭の日程調整もできる」とのことだったので、複数の候補日を挙げました。その後、H 警部補から当職に電話があり、12月25日午前9時半、杉並署に出頭する約束をしました。このときH 警部補から「調書を作ったら被疑者の自宅の確認をするので3時間半くらいかかることを予定しておいてください。大丈夫ですか」と言われました。当職は、通知人からは警察官に家宅捜索をされると言われていると聞いていたので、H 警部補の言い方が気になり、「何のためにそのようなことをするのですか」と質問しました。H 警部補は「家の場所を確認するだけです」と答えました。電話をして来た警察官が通知人に説明した内容と明らかに異なります。住所の確認であれば、提示した運転免許証で把握しているはずですから、警察官だけでできることです。当職は、いずれにせよ通知人に応じる義務はないと判断し、「自宅確認の同行には応じません」と断りました。

12月25日には当職と通知人の2人で出頭する予定ですが、その前提として、12月24日午後6時までに以下の質問すべてについて当職宛てに書面（日にちがありませんので、ファックスでも構いません）でご回答ください。そのときまでに回答がない場合には、出頭の日程を延期させていただきます。

草々

記

- ① 通知人が自分の車の中で煙草を吸っていたことは、職務質問の要件（「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」）を充たしていないと考えます。該当するという判断をしたのであれば、本件事案の事実を条文に当てはめる形でご説明ください。

- ② 職務質問としてできることは基本的には質問だけで、車内の検索はできません（警職法2条4項参照）。車内を物色した法的根拠を明らかにしてください。仮に任意だったということだとすると、通知人は警察官が物色することを断わり、その場を立ち去ることができたということですか。
- ③ S 巡査長は通知人に「これ（マグライト）を車の中に持っていては駄目なんですよ」と言いましたが、「駄目なんですよ」の法的意味は犯罪が成立するという意味ですか。そうであれば、何罪が成立するのですか。法律の名称と条文を教えてください。
- ④ S 巡査長又は他の警察官は通知人に対して罪名を告げましたか。言ったとすれば、それがどのように言いましたか。
- ⑤ 警察官が手にした通知人のマグライトをそのまま取り上げたことは任意提出だったのでしょうか。そうだとすれば、任意提出書を作成しましたか。領置調書を作成しましたか。所有権放棄書を作成しましたか。その他に作成した書面があれば、どのようなものか教えてください。当職と通知人が出頭したときに書面を確認させてください。
- ⑥ 所有権放棄書が作成されていたとしても、それは通知人の本意ではありませんので、通知人はマグライトの返還を求めます。当職と通知人が出頭したときに返してください。
- ⑦ S 巡査長らが通知人宅を家宅捜索するのであれば、法的根拠を教えてください。
- ⑧ 通知人の住所を確認するだけであれば、通知人の同行は不要です。通知人の同行を必要とする理由と法的根拠を教えてください。
- ⑨ 通常、警察官の警ら勤務は2人体制ですが、12月7日に通知人に対応した警察官は3人でした。3人体制は、ふつう、最も若い警察官の職務質問の实地訓練として行われる場合です。本件の場合も最も若い警察官の職務質問の实地訓練だったのでしょうか。

以上